

一般社団法人 moko'a 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 moko' a と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県浅口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然資源や人文資源などの地域資源を活かした地域振興並びに賑わいあるまちづくりの支援を行うことで、人々が安心して生活できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域活動に対する支援
- (2) 地域活動に関する調査、助言及びコンサルティング
- (3) 地域資源を活かした体験、教育プログラムの企画、運営
- (4) 地域資源を活かした着地型観光の企画、運営
- (5) 麺類、酒類及び水産物等の地域資源を活かした商品の開発、デザイン及び販売
- (6) 地域内外の交流及び定住化の促進
- (7) 空き家、交流スペースの整備、利活用
- (8) 地域、市民活動団体、民間企業、教育機関及び地方公共団体の連携の推進
- (9) 民間施設、公共施設の管理運営
- (10) 地域振興を担う人材の育成、研修会の企画、運営
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事の承認を得なければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、任意にいつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第6章 理事等

(理事の設置)

第12条 この法人に、理事5名以内を置く。

(理事の任期)

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表理事の選定及び職務権限)

第14条 この法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

(理事の報酬)

第15条 理事の報酬は、社員総会の決議により定める。

(アドバイザー)

第16条 この法人に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 2 アドバイザーは、社員の推薦により代表理事が選任する。
- 3 アドバイザーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第7章 基金

(基金の拠出)

第17条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第 18 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第 19 条 拠出された基金は、この法人の解散若しくは基金拠出者と合意した期日まで、これを返還しない。

(基金の返還の手続)

第 20 条 基金の返還は、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 21 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 9 章 附則

(最初の事業年度)

第 22 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。